

給与等及び待遇について（令和6年4月1日現在）

給与等の勤務条件については、次のとおりです。ただし、給与等の勤務条件に関する条例・規則等の改正により、変更する場合があります。

種類	内 容
職 位	実績、能力、経験、年齢等を勘案し格付けされます。
給 料	「倉敷市職員の給与に関する条例」（昭和42年倉敷市条例第24号）別表第2イ 教育職給料表（2）に基づき支給します。（なお、初任給の級号給については前職等の経験によって決定します。）
昇 給	原則として年1回
諸 手 当	期末・勤勉手当（年4.5か月）、扶養手当、住居手当、通勤手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。 ※4月1日採用の場合、初年度6月の期末・勤勉手当については、支給額100分の30に減額されます。
勤務時間	週38時間45分
休 日	土曜日、日曜日、祝日、年末年始
休 暇	年次休暇、特別休暇（結婚、出産、忌引等に要する休暇）等

※ 様式1「履歴書」にある「地方公務員法第16条の欠格条項」については次のとおりです。

- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・ 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ・ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、法第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた人
- ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人